



上市町運送事業者



燃料価格高騰対策支援金

申請の手引き

※申請前に必ずお読みください

**令和8年 10 月
上市町役場産業課**

目次

1 事業の概要

- (1) 事業の目的
- (2) 支援金額
- (3) 支援対象経費
- (4) 支援対象期間
- (5) 申請受付期間

2 事業対象者

3 申請方法等

- (1) 申請方法
- (2) 申請書類及び添付書類（チェックリスト付き）

4 申請から支援金振込まで（手続き図）

5 交付要件簡単判定フローチャート

6 よくある質問

7 問い合わせ先

1 事業の概要

(1) 事業の目的

この事業は、本年2月末のホルムズ海峡封鎖に伴う原油価格の高騰等の影響を受けている物流事業者へ支援を行うことにより、経営の下支えに資することを目的としています。

(2) 支援金額

本支援金は、「(3) 支援対象経費」と50万円のいずれか低い額となります。

(3) 支援対象経費

支援対象経費は、町内事業所に登録している台数・車両（「事業用車両」という。）に係る燃料使用量のうち、本年2月中に購入した燃料の平均単価を基準単価として、支援対象期間の月別単価が上回った分の差額に事業用車両の燃料使用量を乗じた額の期間中合計額です。

（様式 記載イメージ）

No	町内事業所に登録された事業用自動車の登録番号	令和8年4月				令和8年5月				令和8年6月			
		燃料単価 (円)	2月との差額 (円)	使用量 (リットル)	対象経費 (差額×使用量)	燃料単価 (円)	2月との差額 (円)	使用量 (リットル)	対象経費 (差額×使用量)	燃料単価 (円)	2月との差額 (円)	使用量 (リットル)	対象経費 (差額×使用量)
1	富山あ100 11-11	160	20	1,200	24,000	155	15	1,000	20,000	158	18	1,100	22,000
2	富山か100 22-22			1,500	30,000			1,300	26,000			1,400	28,000
3	富山さ100 33-33			800	16,000			1,000	20,000			900	18,000
4	富山た100 44-44			1,200	24,000			1,300	26,000			1,200	24,000
5					0				0				0
6					0				0				0
7					0				0				0
8					0				0				0
9					0				0				0
10					0				0				0
小計（4月～6月）				4,700	94,000			4,600	92,000			4,600	92,000

No	町内事業所に登録された事業用自動車の登録番号	令和8年7月				令和8年8月				令和8年9月			
		燃料単価 (円)	2月との差額 (円)	使用量 (リットル)	対象経費 (差額×使用量)	燃料単価 (円)	2月との差額 (円)	使用量 (リットル)	対象経費 (差額×使用量)	燃料単価 (円)	2月との差額 (円)	使用量 (リットル)	対象経費 (差額×使用量)
1	富山あ100 11-11	158	18	1,000	18,000	157	17	1,100	19,800	154	14	1,000	18,000
2	富山か100 22-22			1,300	23,400			1,250	22,500			1,400	25,200
3	富山さ100 33-33			1,000	18,000			1,100	19,800			1,000	18,000
4	富山た100 44-44			1,800	32,400			1,700	30,600			1,500	27,000
5					0				0				0
6					0				0				0
7					0				0				0
8					0				0				0
9					0				0				0
10					0				0				0
小計（4月～6月）				5,100	91,800			5,150	92,700			4,900	88,200
合計（4月～9月）													550,700

(4) 支援対象期間

支援対象期間は本年4月1日から9月30日までです。

(5) 申請受付期間

申請受付期間は本年9月28日(月)から本年11月30日(月)までです。

本支援金は予算の範囲内で交付するものであり、申請の合計額が予算額に達した時点で受付を終了します。申請は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。なお、受付終了の際は上市町ホームページにてお知らせします。

2 事業対象者

事業対象者は、以下の要件の全てを満たす事業者となります。

- ・貨物自動車運送業を営む中小企業者である。
- ・一般貨物自動車運送業もしくは特定貨物自動車運送業を主たる事業としている。ただし、霊きゅう運送業（遺体を運送することを専業とする事業）を営む者は除く。（主たる事業とは、直近の決算書（個人の場合は確定申告書）において、運送業の売上比率が50%以上あることとします。）
- ・町内に本社、支社、支店、営業所、出張所等を有し、引き続き町内で事業を継続する意思がある。（資材置場その他従業員等が常時滞在しないものは除く。）
- ・貨物自動車運送事業法第3条又は第35条に規定する許可を受けている。
- ・町税を滞納していない。
- ・上市町暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者でない。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに類する事業を行っていない。

3 申請方法

（１） 申請方法

申請方法は郵送もしくはE-mailにて申請してください。

・ 郵送の場合

〒930-0393 上市町法音寺1番地 上市町役場産業課企業支援班宛て

・ メールの場合

s.yuuchi@town.kamiichi.toyama.jp

（２） 申請書類及び添付書類（チェックリスト付き）

申請者は、以下の書類を揃えて申請してください。

（申請書）

- ・ 上市町運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

（添付書類）

- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 交付申請内容内訳表（様式第3号）
- ・ 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可書の写し
- ・ 町内事業所に登録されている事業用自動車の自動車検査証の写し
- ・ 燃料使用量、納入単価、燃料費用及び日付が確認できる書類（領収書、納品書、管理台帳等）の写し
- ・ 申請者（法人名義）の口座番号が確認できる通帳等の写し
- ・ 法人登記事項証明書の写し
- ・ 直近の決算書の写し

申請書類チェックリスト（申請前に再度ご確認ください）

No	申請書及び添付書類	チェック
1	上市町運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）	☐
2	誓約書（様式第2号）	☐
3	交付申請内容内訳表（様式第3号）	☐
4	一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可書の写し	☐
5	町内事業所に登録されている事業用自動車の自動車検査証の写し	☐
6	燃料使用量、納入単価、燃料費用及び日付が確認できる書類（領収書、納品書、管理台帳等）の写し	☐
7	申請者（法人名義）の口座番号が確認できる通帳等の写し	☐
8	法人登記事項証明書の写し ※発行期限に定めはないが、内容が最新のものとする。	☐
9	直近の決算書の写し	☐

4 申請から支援金振込まで（手続き図）

町内物流事業者（交付申請者）



①交付申請兼実績報告書

（郵送もしくはE-mail）

②交付決定及び額の確定

③支援金の振り込み

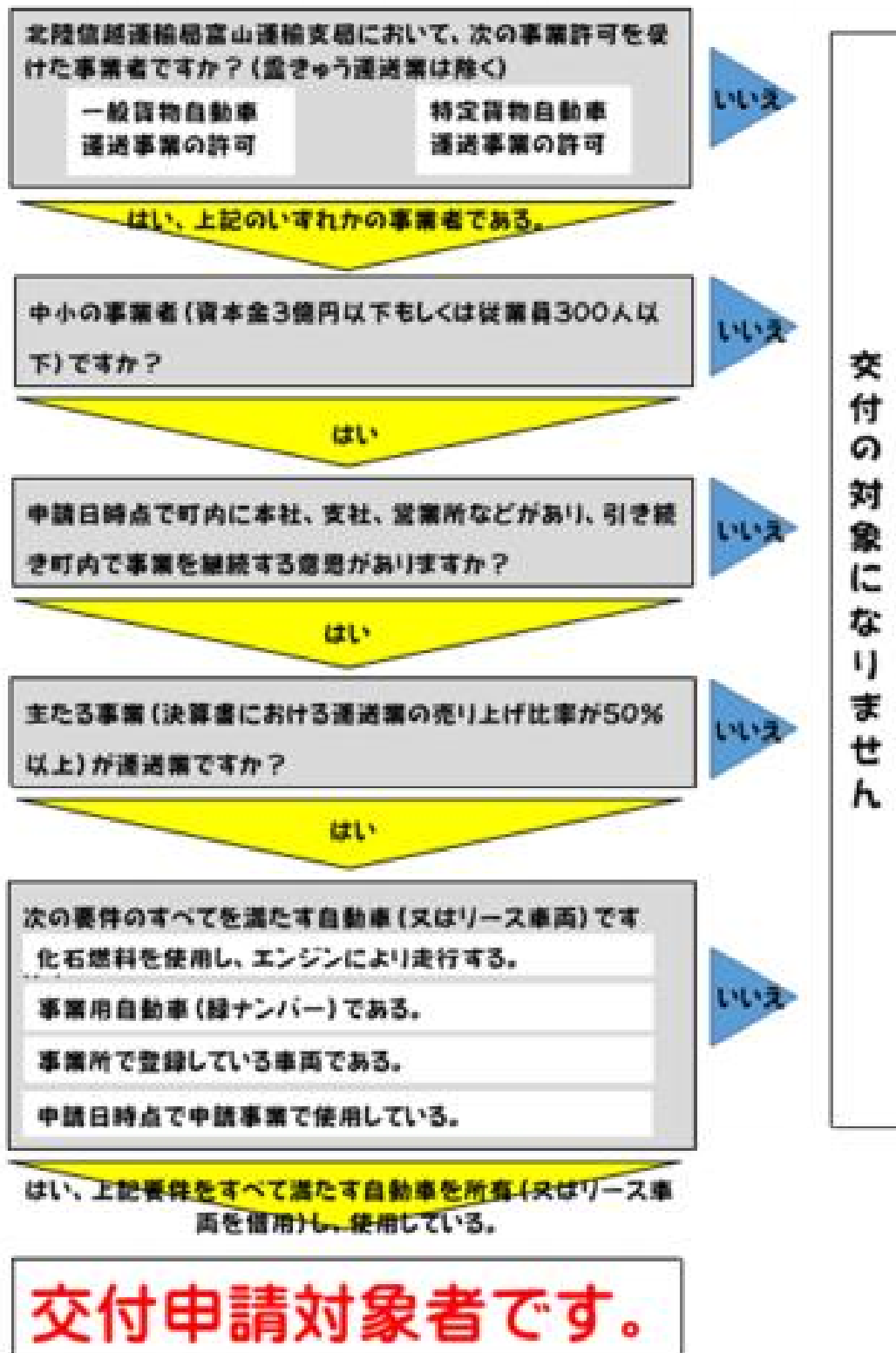
上市町役場



5 交付要件簡単判定フローチャート

交付要件を簡単に判定できるフローチャートです。詳細の確認は要綱を確認、もしくは上市町役場産業課企業支援班まで問い合わせください（電話（直通）076-472-2519）

支援金交付要件簡単判定フローチャート（詳細は要綱等確認）



6 よくある質問

Q1	本社は町外ですが、上市町内に営業所があります。申請できますか？
A1	はい。申請できます。 ただし、資材置き場など従業員等が常時滞在しない施設は除きます。
Q2	軽貨物運送事業者（黒ナンバー）は申請できますか？
A2	申し訳ございませんが、対象外となります。一般貨物及び特定貨物運送事業者（緑ナンバー）が対象となります。
Q3	リース車両も対象になりますか？
A3	町内事業所で登録されており、緑ナンバー車両であれば対象となります。ただし、車検証の使用者と申請者が同一である必要があります。
Q4	「主たる事業」の判断基準はなんですか？
A4	直近の決算書（個人の場合は確定申告書）において、運送業の売上比率が50%以上かどうかを判断基準とします。
Q5	同様の内容で国や県の燃料費支援制度を受けていますが、この支援金も受けれますか？
A5	同一経費に対して国・県等の補助金と重複して受けることはできません。
Q6	運送業許可証が見つからないのですが？
A6	運輸支局発行の証明書で代用することができます。
Q7	今年度に新たに運送業を開業しました。直近の決算書がない場合はどうすればよいですか？
A7	直近の決算書がない場合は、開業から申請時点までの売上台帳や帳簿等をご提出いただき、運送業の売上比率を確認させていただきます。なお、開業間もない場合は個別にご相談ください。
Q8	複数の営業所を持っていますが、申請は営業所ごとにできますか？
A8	申請は事業者単位（1事業者につき1申請）となります。複数の営業所をお持ちの場合でも、上市町内の営業所に所属する対象車両をまとめて1つの申請書にご記載ください。
Q9	個人事業主ですが、支援の対象となりますか？
A9	申し訳ございませんが、対象外となります。
Q10	予算を超えた場合はどうなりますか？
A10	本支援金は予算の範囲内で先着順としています。 このため、申請書類が整い次第お早めに申請くださいますようお願いいたします。
Q11	申請書はどこで入手することができますか？
A11	上市町ホームページからダウンロードすることができます。また、上市町役場の3階の産業課（企業支援班）窓口でもお渡しできます。

7 問い合わせ先

本支援金の問い合わせ先は以下のとおりです。

〒930-0393 上市町法音寺1番地 上市町役場産業課企業支援班 成瀬・前川
電話番号：076-472-2519（直通）メール：s.yuuchi@town.kamiichi.toyama.jp
問い合わせ受付時間：平日9時から17時の間